

Information Box

13年経過した軽自動車をお持ちの方へ 軽自動車税種別割の税率

最初の新規検査から13年以上経過した軽自動車(電気自動車などは除く)には、重課税率が適用されます。詳しい税率は表のとおりです。

種 別		年 税 額		
		最初の新規検査年月		新車登録から 13年以上経過した車両
		平成27年3月31日以前	平成27年4月1日以降	
四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

※令和5年度は、初度検査年月が平成22年3月以前の軽自動車が重課対象です。

※廃車・住所変更・名義変更を行った場合は、軽自動車検査協会事務所で軽自動車の異動手続きが必要です。

☎税務課 388-1112



償却資産(固定資産税)の申告が必要です

11月下旬に償却資産(固定資産税)の申告書を郵送しましたが、対象資産をお持ちで申告書が届いていない方ご連絡ください。

対象者

1月1日現在、町内で事業(工場、商店、駐車場、アパート、発電量10kW以上の太陽光パネルによる売電など)を営んでいる方で償却資産(土地・家屋以外の事業用資産)を所有している方

償却資産の例

- ・構築物(フェンス、舗装路面など)
- ・機械(建設用重機、太陽光発電設備など)
- ・器具、備品(コピー機、パソコンなど)

提出期限

1月31日(火)

※電子申告や郵送による提出もできます。

☎税務課 388-1112



令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化されます

岐阜地方法務局では、相続に関する法律や制度を紹介するYouTube動画を配信しています。

配信期間 令和5年3月31日まで

☎岐阜地方法務局 総務課

☎245-3182



令和5年10月から消費税の インボイス制度が始まります!

令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。国税庁では、以下のとおり「インボイス制度特設サイト」を設け、説明会開催情報や申請手続、Q&Aなどを掲載しています。

インボイス制度特設サイト



「制度の概要」ページには制度を解説したパンフレットや免税事業者の方向けのリーフレットも掲載しております。

国税庁

予 株式会社三田防災

消 防 災

犯

〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間928-2
TEL 058-388-0607
☎ 0120-119-073

消防設備・防災用品・防犯設備

つみきとえいご

笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66
TEL:058-387-9155
http://www.tsumiki.ed.jp